

## 反社会的勢力排除に向けた基本方針

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。

#### (1) 対応部署の設置

人事総務部を対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応します。

#### (2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

#### (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務人事管掌取締役が担当として、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

#### (4) 研修・教育活動の実施

倫理規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

平成23年11月1日制定